

平成28年度 入札契約制度等の改正概要について

平成28年度からの本市建設工事等における入札契約に係る制度等が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

(施行日 平成28年4月1日)

1 業者名に「法人番号」を併記します。

ホームページで公開する「業種別建設工事業者格付表」と建設工事及び工事関連業務委託等(一部)の「入札経過調書等」において、業者名に法人番号を併記いたします。

2 格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書を提出する際に「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の添付が必要となります。

本市における格付業者であるための条件として有効(審査基準日から1年7ヶ月間)な「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(以下、「経審」という。)」を必要としており、経審が更新された場合は随時の提出を求めています。

本年度より有効期間の確認の強化を目的として、格付指定型一般競争入札参加資格申請書を提出する際には、**契約日まで有効な**経審の添付が必要となりますのでご注意ください。

3 建設工事請負契約約款、各種業務委託契約約款及び約款様式(契約書等)の一部改正について

政府契約の支払い遅延防止法に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、以下のとおり改正されたことに伴い、建設工事請負契約約款及び各種業務委託契約約款に規定されている遅延利息の率を次のとおり改正します。

また、約款様式(契約書等)についても一部変更していますので、本市ホームページの「入札契約関係様式」にてご確認ください。

○「年**2.9**パーセント」→「年**2.8**パーセント」

4 地域建設業経営強化融資制度に係る取扱要綱の適用期間を延長

国土交通省が平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設した、『地域建設業経営強化融資制度』に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱の適用期間を、平成**33**年**3**月**31**日まで延長いたします。